

香取広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会規則

平成 27 年 7 月 6 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、香取広域市町村圏事務組合情報公開条例（平成 27 年香取広域市町村圏事務組合条例第 5 号）第 23 条第 7 項及び香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例（平成 27 年香取広域市町村圏事務組合条例第 6 号）第 49 条第 7 項の規定により、香取広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及びその代理者)

第 2 条 審査会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、全会一致を基本原則とする。
- 4 会議は、原則として非公開とする。
- 5 会議の議事については、その概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成するものとする。

(庶務)

第 4 条 審査会の庶務は、管理者の定める機関において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。